

横浜家庭裁判所規程第6号

横浜家庭裁判所当直規程を次のように定める。

平成5年4月20日

横浜家庭裁判所

改正 平成22年6月18日横浜家庭裁判所規程第4号

横浜家庭裁判所当直規程

(当直の設置及び目的)

第1条 横浜家庭裁判所の本庁及び支部（以下「各庁」という。）の執務時間外における観護措置及び令状事務の取扱い、文書等の受付並びに火災、盗難の防止等のため、各庁にそれぞれ、当直を置く。

(各庁の当直の減免措置)

第2条 所長は、各庁の観護措置及び令状事務の取扱い並びに火災、盗難の防止等に支障がないと認められる場合には、各庁に当直を置かない等の減免措置をとることができる。

(当直の種類及び勤務時間)

第3条 当直は、日直及び宿直とし、日直は、裁判所の休日（以下「休日」という。）に限りこれを置く。

2 勤務時間は、日直については登庁時から退庁時までとし、宿直については退庁時から翌日の登庁時までとする。

(当直事務の掌理者)

第4条 当直の実施に関する事務は、本庁においては総務課長が、支部においては庶務課長が掌理する。

(当直員)

第5条 当直員は、裁判官以外の職員をもってこれに充て、その員数は、横浜家庭裁判所長が定める。

(当直の割当て)

第6条 当直は、当直員名簿により順点に割り当て、当直割当簿により通知する。

2 当直の割当では、平日の宿直、休日の宿直及び日直に区分して行う。

(当直の免除)

第7条 所長は本庁の職員につき、支部長は所属の職員につき、病気その他の事由により当直勤務をさせることが相当でないと認めるときは、当直を免除することができる。

(当直員の割当の変更)

第8条 当直を割り当てられた者が公務出張、病気その他やむを得ない事由により当直をすることができない旨を申し出た場合には、当直事務の掌理者は当直の割当を変更することができる。

(備付の帳簿等)

第9条 当直に次の帳簿等を備える。

- (1) 当直日誌
- (2) 当直文書受付簿
- (3) 当直文書送付簿
- (4) 当直受付日付印

(実施要領)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、本庁については所長が、支部については当該支部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月21日から施行する。
- 2 横浜家庭裁判所当直規程（昭和55年6月24日制定）は、平成5年4月20日限り、廃止する。

附 則（平成22年6月18日横浜家庭裁判所規程第4号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。